

平成28年度

薩摩川内市防衛協会補助金

評価表 NO.

1

所管部課名	防災安全課			担当者	高野			
事務事業名	自衛官募集事務費							
根拠法令	薩摩川内市防衛協会補助金交付要領							
補助経過年数	6 年以上 1 0 年以下							
平成28年度 予算額	300 千円		国県支出金 千円	一般財源 300 千円		その他 千円	その他の内容	
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	協会における会議及び事業等件数			20		平成 3 3 年度		
成果指標②	協会会員数			1, 300		平成 3 3 年度		
補助対象者	薩摩川内市防衛協会							
補助対象経費	運営に関する経費（事務費、事業費、会議費、負担金、積立金、ほか特に必要と認められる経費）							
補助対象事業・活動の内容	自衛隊活動及び諸行事に対する協力・支援等							
	分類	■運営補助のみ □事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	予算の範囲内							
上記項目の積算方法								
補助を受ける事業（団体）等の経過を去ける年の決算状況等	項目		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0		1, 289, 369	79. 9%	2, 190, 351	87. 1%
		会費収入			1, 264, 284	78. 4%	1, 314, 284	52. 3%
		事業収入			25, 085	1. 6%	25, 658	1. 0%
		寄付金・その他助成				0. 0%	850, 409	33. 8%
		市補助金			200, 000	12. 4%	200, 000	8. 0%
						0. 0%		0. 0%
		（前年度繰越金）			123, 612	7. 7%	123, 395	4. 9%
		計	0		1, 612, 981	100. 0%	2, 513, 746	100. 0%
	支出	事業費			1, 246, 576	77. 3%	1, 996, 138	79. 4%
		人件費			0	0. 0%	0	0. 0%
		その他事務費			189, 610	11. 8%	303, 692	12. 1%
		負担金			53, 400	3. 3%	53, 400	2. 1%
		積立金			0	0. 0%		0. 0%
						0. 0%		0. 0%
		（翌年度繰越金）			123, 395	7. 7%	160, 516	6. 4%
		計	0		1, 612, 981	100. 0%	2, 513, 746	100. 0%
	支出計/前年度支出計						155. 8%	
	自己資金/前年度自己資金						169. 9%	
翌年度繰越金/市補助金				61. 7%		80. 3%		
交付件数				1		1		
成果指標の推移①				16件		17件		
成果指標の推移②				1, 226		1, 216		
特記すべき事項等	旧：薩摩川内市自衛隊協力会補助金（～H27. 5. 25） 【前回評価】平成24年度「見直し」多額の繰越金が発生しているため対策を講ずるべき。 【前回評価への回答】多額の繰越金が発生したため、平成25年度において補助金を支出せず、自主財源のみの運営としている。 【費用対効果】市補助金により、効果的に運営が維持されている。今後も自主性を損なうものとならないよう自主財源確保の努力を呼びかけながら継続的に補助金交付を継続したい。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	自衛隊は、本来国防を担う組織であるが、国内においては大規模災害等が発生した場合等、被災者の救出・救助活動から、支援活動まで組織的に行う団体として、なくてはならない存在となっている。それらを踏まえ、防衛協会では、防衛意識の高揚を図り、防衛基盤の育成強化に寄与するとともに、自衛隊の活動の支援・協力をし、自衛隊の健全な育成発展と使命達成に協力することを目的として活動している。川内駐屯地では、市の防災訓練はもとより、市の伝統行事である、はんや祭りや大綱引等に積極的に参加・協力をしていただいている。このような自衛隊の活動等に市として支援を行うことは極めて公共性が高い内容であり、市民の公共の福祉の増進に寄与しているところである。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	上記の目標・成果の達成のために、引き続き一定の補助を行う必要がある。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	防衛協会では、目的を達成するための事業として、自衛隊の訓練・演習に川内駐屯地が参加する際の支援、川内駐屯地が主催する市民と自衛隊員のつどいや少年野球やママさんバレーボール等への協力など、広く市民の自衛隊への信頼が深まり、交流が図られる活動に有効に活用されている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	B	市を挙げての駐屯地誘致等の経緯もあり、市に事務局を置いている。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	防衛協会の事業費は、毎年度事業計画に基づく会計処理を行い、幹事による監査を受けた後、総会において議決を経て承認を受けている。その収支状況を根拠に補助額を決定しており、妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	防衛協会は、事業運営にあたり協力会員から会費を徴収するとともに、寄付金をいただくなどして事業費の大半を賄っており、繰越金がおおくなるなど、自主財源により運営が維持できる場合は補助金を減額するなどの対応により、妥当な水準を維持するよう対応している。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	広報紙の作成やスポーツ大会の実施等、多くの会員・市民を対象とした事業を行い、交流促進に努めている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	自衛隊と市民との交流施策に防衛協会が全体的に関与しているが、防衛協会の活動を維持していくために自助努力としての会員獲得や会費確保などに努めている。しかしながら、活動を維持し、安定的な運営を行うためには、財源の不足が生じないように、補助金を交付することが最も適当な政策手段となる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	運営に関する経費は、事務費、事業費、会議費、負担金、積立金、ほか特に必要と認められる経費など、明確に予算化されており、補助目的に照らし妥当性を欠いていない。

〈補助金の見直し結果〉

〈今後の改革の方向性〉	〈視点別評価〉
-------------	---------

内部評価（一次）結果	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 縮小 ☐ 移管 ☐ 休止 ☐ 廃止	外部評価結果	公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 会員拡大等、自助努力をされている。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 縮小 ☐ 移管 ☐ 休止 ☐ 廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

薩摩川内市防衛協会補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市総務部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第97号）第2条の表に掲げる薩摩川内市防衛協会補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 薩摩川内市防衛協会（以下「協会」という。）の円滑な運営を図るものであること。
- (2) 協会は、自衛隊活動及び諸行事に対する協力・支援等を行うものであること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内の額とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金は、協会の運営に関する、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 事務費
- (2) 事業費
- (3) 会議費
- (4) 負担金
- (5) 積立金
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費等

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年7月31日とする。

(交付の基準)

第6条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 協会における会議及び事業等件数

(2) 協会会員数

（補助事業者等の責務）

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の防衛意識の向上に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成19年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成20年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成27年5月26日から施行する。

[様式略]